

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：日本橋一丁目中地区(4～12番街区)再開発準備組合
代表者：理事長 近藤 昌義
所在地：東京都中央区日本橋一丁目8番3号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画
種 類：高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地
東京都中央区日本橋一丁目5～12番

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度出現地点では、二酸化窒素は本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【風環境】

環境保全のための措置として、計画建築物の形状の工夫や、防風植栽等の配置を行うとしているが、建設後（対策後）の風環境評価が2領域悪化する地点があり、また、計画地内に地上広場を整備する計画等もあることから、更に風環境に与える影響の低減に努めること。

【史跡・文化財】

計画地内に存在する「日本橋野村ビル旧館」は、現在、中央区において指定有形文化財に関する手続が進められていることから、工事や保存・活用に当たっては、中央区教育委員会と事前に協議を行うとともに、「日本橋野村ビル旧館」の現状変更の程度について予測・評価すること。